

2. 確認審査と構造計算適合判定審査の並行審査

(1) 運用改善の概要

従前は、建築主事等は構造に係る確認審査後に構造計算適合性判定を求めることとされていましたが、今回の見直しにより、当該確認審査を終える前であっても、構造計算適合性判定を求めることができることとされました。

なお、不整合の多い申請図書等は、適正な確認申請図書等と認められませんので、申請者等において事前に入念に確認することが必要であることはいうまでもありません。

【参考】「確認審査等に関する指針（抄）」新旧対照表

新	旧
第1 確認審査に関する指針 (略) 4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。 一・二 (略) 三 (略) イ (略) ロ 法第20条第二号イの規定に基づき令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めたところにより行うこと。 (1) 法第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を求めるときにおいて、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合においては、<u>施行規則第2条第2項第2号（施行規則第3条の4第4項又は施行規則第8条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えること。</u> (2) 法第6条第8項若しくは第9項、法第6条の2第5項若しくは第6項又は法第18条第7項若しくは第8項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）の交付を受ける前においては、<u>別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。</u> (3) <u>判定結果通知書の交付を受けた後においては、次に定めるところによる。</u> (i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されているかどうか確かめること。 (ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。この場合において、第2第4項第三号の規定により判定結果通知書に記載された構造計算適合性判定における所見について確かめること。 (以下、略)	第1 確認審査に関する指針 (略) 4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。 一・二 (略) 三 (略) イ (略) ロ 法第20条第二号イの規定に基づき令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めたところにより行うこと。 (1) 法第6条第5項、法第6条の2第3項又は法第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を求める前においては、次に定めるところによること。 (i) <u>別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。</u> (ii) (i)の場合において、<u>別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合にあっては、施行規則第2条第2項第2号（施行規則第3条の4第4項又は施行規則第8条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えて構造計算適合性判定を求めること。</u> (2) 法第6条第8項若しくは第9項、法第6条の2第5項若しくは第6項又は法第18条第7項若しくは第8項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）の交付を受けた後においては、次に定めるところによること。 (i) 判定結果通知書に構造計算が適正に行われたものである旨が記載されているかどうか確かめること。 (ii) 構造計算適合性判定の結果に基づき、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。この場合において、第2第4項第三号の規定により判定結果通知書に記載された構造計算適合性判定における所見について確かめること。 (以下、略)

(2) 運用改善の詳細

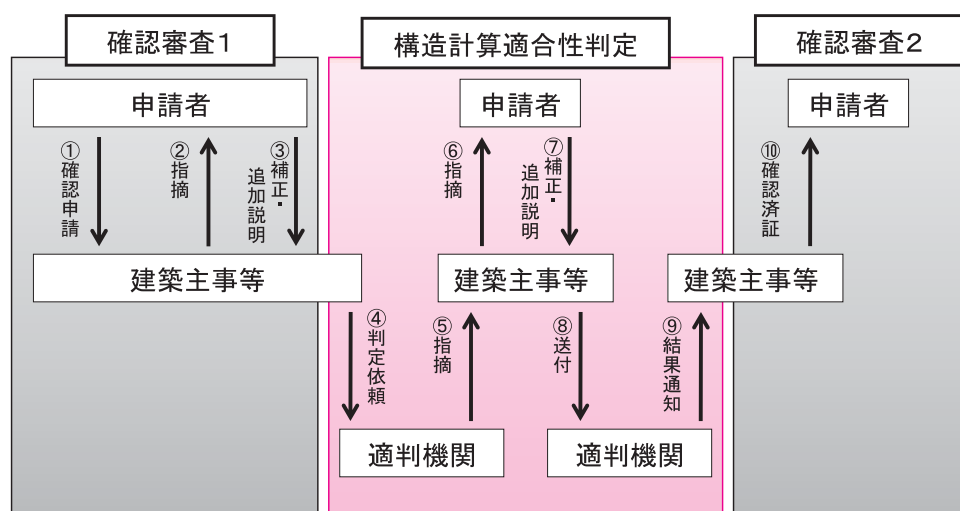
1) 並行審査とは

確認審査と構造計算適合性判定の関係は、これまで、確認審査がひととおり終了してから、構造計算適合性判定を依頼する直列型の審査となっていました。

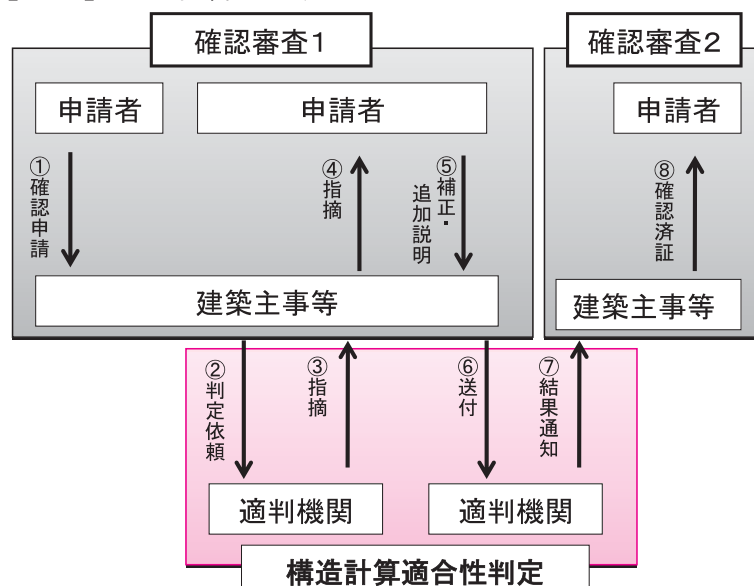
今回、指針告示が改正され、確認審査と構造計算適合性判定審査を並行して行うことが可能となりました（【図1】、【図2】参照）。

これにより、審査期間の短縮が期待されます。また、申請者等から見ると、これまでは、建築主事等の指摘に基づき申請図書等を修正した後、構造計算適合性判定が行われ、当該判定に基づき申請図書等の修正を行うという審査方式でしたが、建築主事等の審査と構造計算適合性判定機関の審査を並行して行うことによって、建築主事等の指摘事項と構造計算適合性判定機関からの指摘事項が同時期に通知され、構造関係の指摘に対する補正等の作業をまとめて行うことにより、効率化が期待されます。

【図1】 これまでの審査の流れ



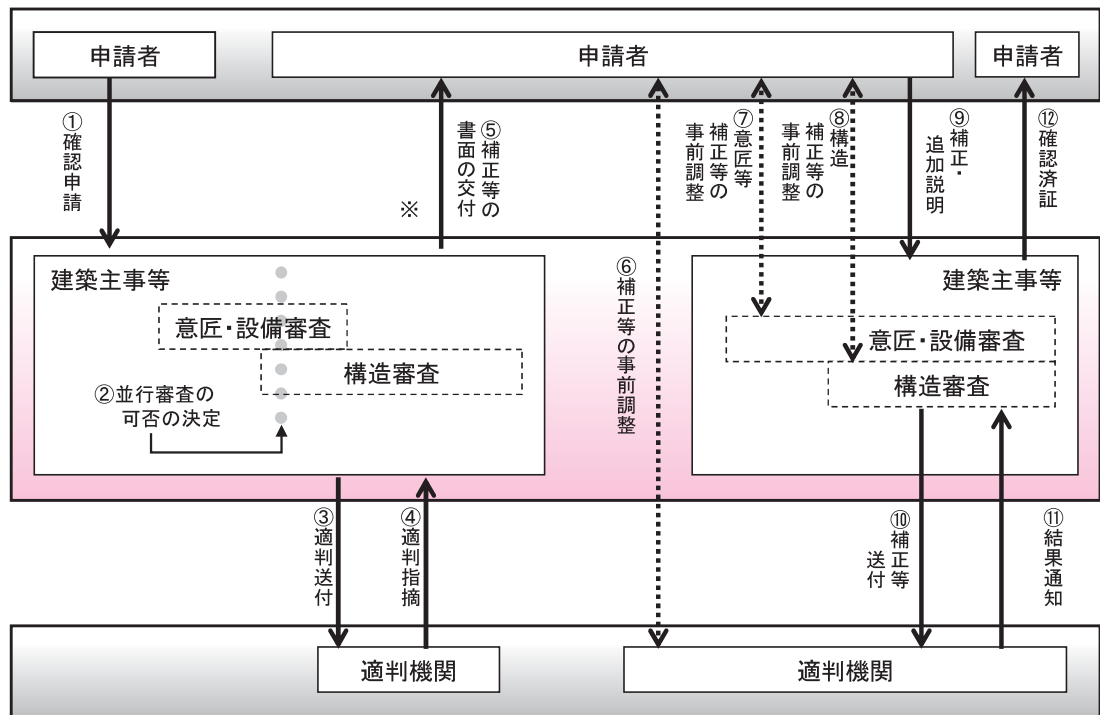
【図2】 並行審査の流れ



2) 並行審査の方法

並行審査の導入により、不整合等の少ない完成度の高い申請図書等の審査期間の短縮が可能になりますが、不整合等が多数ある申請図書等については審査の手戻りが発生し、かえって審査期間が長期化するおそれもあります。このため、適切な運用ルールを設定し審査の手戻りを極力少なくすることが必要であると考えられます。並行審査の際の留意点をA～Fにとりまとめました。なお、【図3】は、【図2】を詳細に示したのですが、この図は事例であり、各機関がさらに工夫をして効率的な審査を行うことが望まれます。

【図3】 並行審査の方法（イメージ）



A. 並行審査が可能であるか否かの判断（【図3】 ②）

意匠審査により、申請案件が形態規制や防火避難規定等に問題があることが分かったと構造関係図書的大幅な補正等が必要になり、構造計算がやり直しになることがあります。このため、構造計算適合性判定を依頼する前に、意匠審査において構造計算に影響する問題がないことを確認することが必要です。

また、意匠図と構造図に不整合があると、構造計算がやり直しになることも想定されます。指針告示には、申請図書等の整合性の確認を行うべき事項が定められています。

このため、審査の手戻りを防止するために、建築主事等は、構造計算適合性判定依頼前に、下表①②について確認する必要があります。

		判断項目	必要性	ポイント・方法
①	意匠審査	建築基準法に基づく形態規制等に適合しているか	形態規制等に適合していない場合、確認審査の継続を含めた判断が必要であることから、確認が必要	斜線制限や容積率制限などについては、特に建築計画に大きく影響することから、意匠審査において概ね適合することを確認する
②	整合性審査	平・立・断面図、伏図、軸組図、構造詳細図において、構造部材及び構造計算上の影響を考慮すべき非構造部材についての図書相互の整合性がとれているか	意匠図、構造図、設備図が整合していない場合、並行審査により手戻りが発生するため確認が必要	意匠図、構造図、設備図の整合性がとれていることを確認する

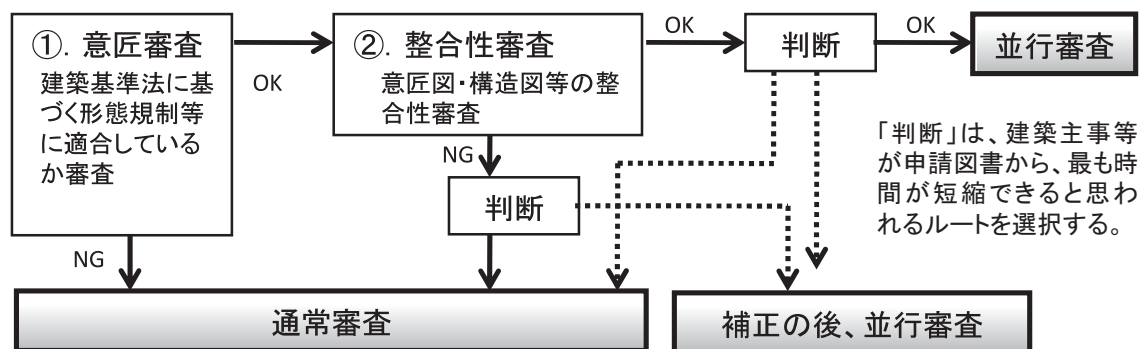
なお、申請図書の内容によっては、審査の手戻りを更に防止する観点から、下表①②について確認することも考えられます。

		判断項目	必要性	ポイント・方法
①	構造に係る整合性審査	構造計算書と構造図が整合しているか	構造計算書と構造図の不整合は多くの補正等が必要となる場合があり、並行審査による時間短縮が難しくなる場合がある。	整合性の確認は、主事・確認機関が審査終了時までに行えばよいが、あまりに不整合が多い計算書については、調整事項が多くなり、並行審査を行うにはそぐわない
②	構造に係る整合性審査	構造計算書に記載されている構造計算方針と計算内容が整合しているか	構造計算方針と計算内容の不整合は多くの補正等が必要となる場合があり、並行審査による時間短縮が難しくなる場合がある。	

並行審査を行うことが適当ではないと判断したときには、従来の直列型の審査を実施するか、若しくは、申請者等に申請図書等の修正を求めた後に、並行審査を実施することになります。このように直ちに並行審査を実施できない場合もありますので、申請者等は、確認申請前に整合性の確認を十分に行っておく必要があります。

上記の表に示す事項以外にも構造審査を行うべき事項がありますが、これらは、並行審査の中で、指針告示に従い、建築主事等と構造計算適合性判定機関が審査することになります。

【図４】 並行審査の可否の判断フロー図



B. 適判審査を求める際の留意事項の記載方法（【図３】 ③）

建築主事等が構造計算適合性判定を求める際に留意事項がある場合は、当該事項の内容を記載した書類を提出することとされていますが、並行審査を行う場合と従来どおり直列審査を行う場合の留意事項の記載方法は以下のとおりとなります。

判定依頼時期		建築主事等が留意事項として記載する事項	記載例
(a)	並行審査を行う場合	1. 判定依頼前に構造に係る確認審査が終了した事項について、留意すべき事項がある場合にはその内容を記載	■有。〇〇についてのモデル化が〇〇ですので判定にあたり留意してください。
		2. 未審査の箇所については、未審査と記載	■有。意匠図と構造図の整合を確認しました。その他については未審査です。
(b)	従来どおり直列審査を行う場合	1. 判定において留意すべき事項がある場合にはその内容を記載	■有。〇〇について… ■無。
		2. 確認審査における構造関係の指摘事項が取り纏められている場合には、指摘事項を添付	—

C. 建築主事等の構造に係る確認審査と適判審査の調整（【図３】 ④、⑤）

建築主事等の構造に係る確認審査と構造計算適合性判定は、指針告示に定められた分担に従い、並行して行います。

建築主事等は、構造に係る確認審査の指摘と構造計算適合性判定の指摘をまとめて申請者等に通知します。この場合、双方の指摘内容について調整が必要となるときは、建築主事等が構造計算適合性判定機関と調整します。なお、指摘事項については、申請者等が調整する対象者が分かるよう区別して通知することが望ましいです。

いずれか先に指摘事項を整理した機関は、その指摘事項を申請者等に情報提供することは支障ありませんが、建築主事等は、構造計算適合性判定機関の指摘事項を確認した後に、まとめて正式な指摘を行うこととなりますので、事前に情報提供する場合には、指摘内容について変更があり得ることを伝達することが望ましいと考えられます。

D. 回答内容の事前調整（【図3】 ⑥、⑦、⑧）

申請者等は、補正や追加説明書の申請図書等を作成します。これらの申請図書等は、建築主事等と構造計算適合性判定機関双方の指摘事項の全てに矛盾なく対応するものである必要があります。

申請者等は、補正や追加説明書の申請図書等について建築主事等や構造計算適合性判定機関と事前調整を行います。事前調整はその指摘を行った機関と個別に直接行います。

E. 回答書（補正や追加説明書の申請図書等）の提出（【図3】 ⑨、⑩）

申請者等は、建築主事等と構造計算適合性判定機関それぞれに対する回答を、建築主事等に一括して提出します。

建築主事等は、申請者等から提出された申請図書等の内容を確認し、適切であると判断した場合に構造計算適合性判定機関に申請図書等を送付します。当然ながら、当該図書等には、建築主事等の指摘事項とそれに対する回答も含まれます。

F. 判定結果の通知と確認済証の交付（【図3】 ⑪、⑫）

構造計算適合性判定機関は、送付された申請図書等を確認した後、判定結果通知書を建築主事等に交付します。

3) 消防同意手続きとの並行審査

確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査を可能とすることにより、確認審査の迅速化が図られることとなりますが、更に、消防機関と連携して消防同意手続きとの並行審査を検討することにより、一層の効率化及び迅速化を図ることも可能となります。

並行審査の具体的な方法については、建築主事等が、以下の点に留意しつつ、各地の消防機関との協議手順を考慮し、消防機関と調整を行うことが望ましいと考えられます。

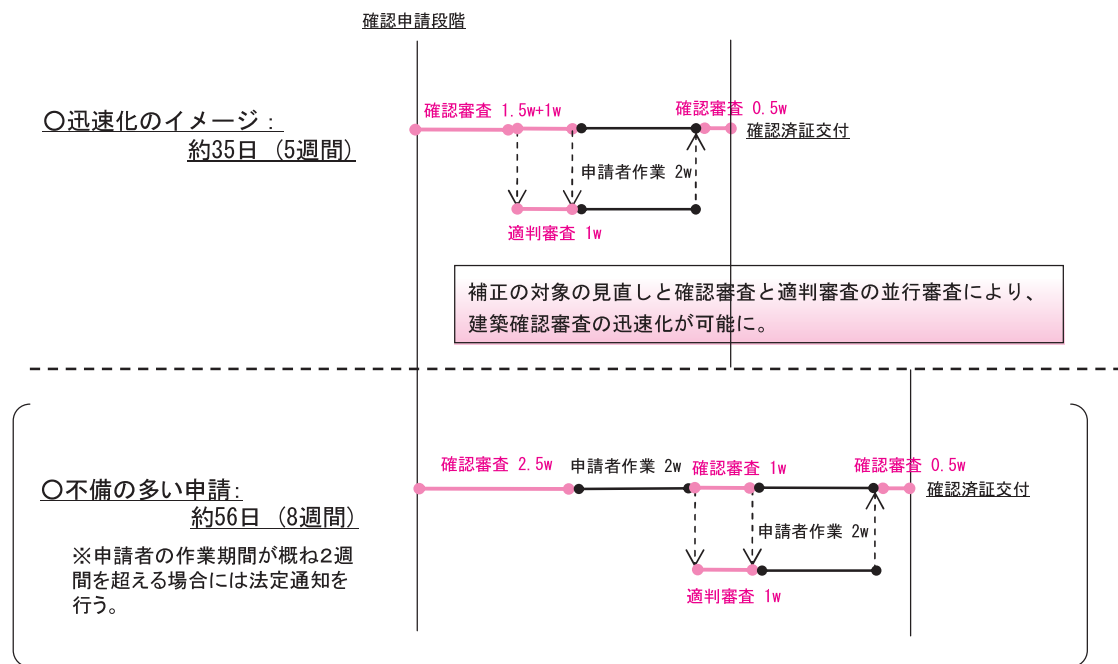
- ①並行審査の検討及び運用は、建築主事等と消防機関との間で密接な連携・協議を図りつつ行うことが肝要です。
- ②連携・協議の場としては、都道府県建築確認円滑化対策連絡協議会等の活用も考えられます。
- ③確認審査及び消防法関係の各種手続きを円滑に進める目的から、現状の消防同意手続きを踏まえつつ、消防同意手続きの並行審査を求める時期や消防同意手続きに要する図書数、送付に係る正本又は副本の別、図書の整合性の確保方策（様式の活用による建築主事等及び消防機関双方の情報共有等）等について協議を行うことが考えられます。

<参考> 建築確認審査の迅速化について

構造計算適合性判定を要する案件の確認審査の期間は、現在約 70 日（国土交通省の調査）となっています。今回の運用改善により審査期間の半減を目指すこととされていますが、その場合のイメージを【図 5】に示します。

なお、申請図書等に多数の不整合等があると、並行審査の実施が困難になりますので、注意が必要です。

【図 5】 建築確認審査の迅速化のイメージ



3. 「軽微な変更」の対象の見直し

(1) 運用改善の概要

1) 基本的な考え方

規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば「軽微な変更」となります。同項各号の一に該当するが他の号に該当しない場合であっても、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、「軽微な変更」に該当することになります。

なお、施工管理上の微少な施工誤差については、計画変更には該当しませんが、当然、建築基準関係規定に適合していることが必要です。

2) 「軽微な変更」の対象となる計画の変更

「軽微な変更」の対象となるのは、「一の変更」(※1) ごとに、規則第3条の2第1項第一号から第十五号までのいずれかに該当し、かつ、「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」に限られます。「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」とは、「高度な計算や検討」(※2) によらずに建築基準関係規定への適合が確認できるものとなります。

※1：「一の変更」

「軽微な変更」は、一体性のある「一の変更」の単位ごとに判断すると考えられます。例えば、間仕切壁の位置の変更に伴い、当該間仕切壁に設置されている建築設備の位置が変更される場合は、一体性があることから、間仕切壁の位置の変更と建築設備の位置の変更を併せて「一の変更」となると考えられます。

※2：「高度な計算や検討」が必要なものとしては、以下のものが想定されます。

- ①構造耐力関係規定では、全体架構モデルの再計算を要するもの
- ②防火・避難関係規定では、避難安全検証法（計画変更の影響が居室避難の範囲を超えず、居室避難の成立が簡易に確認できる場合を除く。）や耐火性能検証の再検討を要するもの
- ③集団規定では、日影規制に係る日影図による再検討や天空率の再計算を要するもの

3) 軽微な変更の運用

「軽微な変更」に該当するか否かは、まずは申請者等が判断することになりますが、中間検査・完了検査において、検査申請書に「確認以降の軽微な変更の概要」を記載するとともに、変更内容を記載した書類（軽微な変更説明書）を提出することが義務付けられています。指針告示第三第3項及び第四第3項にしたがって、建築主事等は、この内容が「軽微な変更」に該当するかどうかを確認し、当該計画の変更が「軽微な変更」に該当しないとき等建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、完了検査にあっては検査済証を交付できない旨の通知書を、中間検査にあっては中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付することとなります。

このため、申請者等は、計画の変更が「軽微な変更」に該当するかどうかについて、事前

に建築主事等と相談・調整することが望ましいと考えられます。

なお、超高層建築物等の構造方法や避難安全検証法に係る大臣認定を取得した建築物については、その認定内容が変更される場合には、変更した内容について再度大臣認定を取得することが必要です。

4) 構造関連の適用の考え方

構造耐力関係規定に「適合することが明らかなもの」の判断において重要な基準は、変更の内容が再度建築物の全体架構モデル計算を行わなくてもよいものであるかどうかになります。例えば、計画の変更が、全体の剛性に与える影響が大きく、応力が明らかに変動する場合は、「適合することが明らかなもの」には該当せず、また、当初の構造計算方針から逸脱しない範囲が前提条件になるため、構造計算書の当該建築物の構造計算方針を踏まえて判断することが必要です。

特に、保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物については、計画の変更が崩壊形や D_s 及び F_{es} の算出、保有水平耐力の計算等に与える影響について慎重な判断が必要です。また、複数の軽微な変更が有る場合には、建築物全体に対して複合的に与える影響についても十分に考慮する必要があります。これらの条件は全体共通事項であり、各事例において逐一の解説は省略しているので注意してください。

このため、申請者等が建築主事等と相談・調整を行う際は、変更後の計画を従前の構造計算方針に照らして説明することが重要です。

なお、前述のとおり構造耐力関係規定に「適合することが明らかなもの」であることは、全体架構モデル計算を行うことなく判断できなければなりません。申請者等が念のため全体架構モデル計算を行い、構造耐力関係規定に適合していることを確認することは、差し支えありません。

規則第3条の2第1項第九号については、「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成20年5月27日付け国住指第858-1号国土交通省建築指導課長通知）において、「施行規則第3条の2第1項第九号は、（中略）例えば、鉄筋コンクリート造の柱について、コンクリート又は鉄筋をより高強度のものに変更し、柱として同程度の強度又は耐力を有するものとする場合等が該当する。」とされています。

このように、規則第3条の2第1項第九号の「強度又は耐力が減少する変更」には、当該部材の微少なレベルでの強度又は耐力の数値が変動する場合も含まれると考えられます。同様に、同項第八号の「応力度の変更がない場合」についても、微少なレベルでの応力度の数値が変動する場合も含まれると考えられます。

(2) 軽微な変更の適用事例

「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」であることが、「軽微な変更」に該当する前提条件となりますので、予め申請者等にて十分に確認してください。

本マニュアルの適用事例はあくまでも例示であり、工事の現場においては様々な軽微な変更が発生します。実際の運用においては、申請者等が軽微な変更に関連するかどうかを判断の上、建築主事等と事前に相談・調整を十分に行うことが望ましいと考えられます。

なお、当然のことながら、建築基準法令の規定等に違反した建築物については、法第9条に基づく是正、除却、使用中止等の命令等の対象となりますので、注意が必要です。

1) 事例1：基礎杭関係

①基礎杭の位置の変更（基礎梁の補強のための配筋や断面形状の変更を含む。）

⇒ 基礎杭の位置の変更は、第八号の「位置の変更」に該当し、基礎杭及び当該基礎杭に接する基礎梁以外に応力度の変更がなく、基礎梁の補強方法を含めて、基礎杭及び基礎梁の安全性が許容応力度計算により確認できる場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。なお、支持層や地盤の状況による杭長の変更も、第八号の「位置の変更」に含まれます。

なお、基礎梁の補強のための配筋や断面形状のみの変更は、第九号の「構造の変更」の対象となります。

②基礎杭の構造の変更（杭径の変更や材種、工法の変更を含む。）

⇒ 基礎杭の構造の変更は、第九号の「構造の変更」に該当し、基礎杭の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかな（※）なものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

※：構造設計について部分的な検討の結果、杭の支持力や水平抵抗力が同程度確保されていること、杭頭応力を基礎梁のみで処理できること、引抜き抵抗力が十分にあること等。

③直接基礎の地盤改良の工法の変更

⇒ 直接基礎における地盤改良の工法の変更は、第九号の「構造の変更」に該当し、直接基礎の地盤の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

2) 事例2：小梁・床版・屋根版等関係

①庇（屋根版）の大きさの変更

⇒ 構造耐力上主要な部分に該当する庇（屋根版）の位置の変更に伴う大きさの変更は、第八号の「位置の変更」に該当し、屋根版及び当該屋根版に接する梁や柱等の部材以外に応力度の変更がなく、また、それらの部材の安全性が許容応力度計算により確認でき

る場合、かつ、建ぺい率、斜線制限等の建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

②小梁の位置の変更

⇒ 小梁の位置の変更は、第八号の「位置の変更」に該当し、小梁及び当該小梁に接する大梁等以外に応力度の変更がなく、また、それらの部材の安全性が許容応力度計算により確認できる場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

なお、小梁の一部の追加又は取止めも、第八号の「位置の変更」に含まれます。

③床版天端の位置の変更

⇒ 床版天端の位置（レベル）の変更は、第八号の「位置の変更」に該当し、床版及び当該床版に接する大梁等以外に応力度の変更がなく、それらの部材の安全性が許容応力度計算により確認できる場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

④床の開口部（グリーストラップ等）の位置や大きさの変更（床版及び小梁の位置の変更や構造の変更を含む。）

⇒ 床の開口部（グリーストラップ等）の位置や大きさの変更は、第十三号の「位置及び大きさの変更」に該当し、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

なお、床の開口部の一部の追加又は取止めも、第十三号の「位置及び大きさの変更」に含まれます。また、開口部には、建築設備の躯体開口部も含まれます（以下同様。）。

3) 事例 3：鉄骨造関係

①鉄骨の種別や断面性能の変更

⇒ 鉄骨の種別や断面性能の変更は、第九号の「構造の変更」に該当し、部材の強度又は耐力が減少しない場合、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

なお、構造耐力上主要な部材で鉄骨造から鉄筋コンクリート造となる場合については、変更前と変更後で建築材料が異なることとなるため、第九号には該当しません。

②継手又は仕口の変更

⇒ 継手又は仕口の変更は、第九号の「構造の変更」に該当し、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

4) 事例 4 : R C 造関係

①柱・梁等の配筋や断面形状の変更

⇒ 柱・梁等の配筋や断面形状の変更は、第九号の「構造の変更」に該当し、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

②鉄筋の仕様の変更

⇒ 鉄筋の仕様の変更は、第九号の「構造の変更」に該当し、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

③鉄筋の継手や定着方法の変更

⇒ 鉄筋の継手や定着方法の変更は、第九号の「構造の変更」に該当し、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

④コンクリート材料の変更

⇒ コンクリート材料の変更（※）は、第九号の「材料又は構造の変更」に該当し、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

※：小梁やスラブ等の現場打ちコンクリートからハーフプレキャストコンクリートへの変更、型枠デッキから鉄筋トラス付デッキへの変更も含まれます。

⑤耐力壁の開口部の位置や大きさの変更

⇒ 耐力壁の開口部の位置や大きさの変更（※）は、第十三号の「位置及び大きさの変更」に該当し、剛性が同等で、耐力が同等以上となるような措置がとられており、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

※：採光及び換気に有効な面積が減少するもの等、第十三号のイからニまでに該当する場合は除きます。

5) 事例 5 : 防火・避難関係

①間仕切壁の位置の変更

⇒ 間仕切壁の位置の変更については、第十号の「位置の変更」に該当し、主要構造部及び防火上主要なもの以外である場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

なお、間仕切壁の一部の追加又は取止めも、第十号の「位置の変更」に含まれます。

②防煙垂壁の位置の変更

⇒ 防煙垂壁の位置の変更は、第十号の「位置の変更」に該当し、主要構造部及び防火上主要なもの以外である場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

なお、防煙垂壁の一部の追加又は取止めも、第十号の「位置の変更」に含まれます。

③避難安全検証における建具開口の位置や大きさの変更

⇒ 建具開口の位置や大きさの変更（※）は、第十三号の「位置及び大きさの変更」に該当し、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

※：避難階段までの歩行距離が長くなるもの等、第十三号のイからニまでに該当する場合は除きます。

6) 事例 6：設備関係

①配管貫通口等の壁の小さな開口部の位置や大きさの変更

⇒ 配管貫通口等の壁の小さな開口部の位置や大きさの変更（※）は、第十三号の「位置及び大きさの変更」に該当し、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

※：採光及び換気に有効な面積が減少するもの等、第十三号のイからニまでに該当する場合は除きます。

②ダクトの長さ等の変更

⇒ ルート変更等に伴いダクトの長さ等に変更が生じる場合は、第十五号の「材料、位置又は能力の変更」に該当し、換気システム全体としての性能を低下させない場合（※）であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

※：換気ファンの能力等を調整し、結果的に換気システム全体の性能を低下させない変更を含みます。

③排煙設備や非常用照明装置等の変更

⇒ 排煙設備や非常用照明装置等の材料、位置、能力の変更は、第十五号の「材料、位置又は能力の変更」に該当し、性能が低下する変更以外の場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

7) 事例7：一般構造関係

①階段の段数の変更

⇒ 構造耐力上主要な部分に該当する階段の段数の変更は、第八号の「位置の変更」に該当し、床版及び当該床版に接する大梁等以外に応力度の変更がなく、それらの部材の安全性が許容応力度計算により確認できる場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

②階段の構造の変更

⇒ 構造耐力上主要な部分に該当する階段の構造の変更は、第九号の「構造の変更」に該当し、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

なお、建物内階段で鉄筋コンクリート造が鉄骨造となるような場合については、変更前と変更後で建築材料が異なることとなるため、第九号には該当しません。

③構造耐力上主要な部分に該当しない階段の段数及び構造の変更

⇒ 構造耐力上主要な部分以外の階段では、段数の変更は第十号の「位置の変更」に、構造の変更は第十号の「構造の変更」にそれぞれ該当し、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

なお、建物内階段で鉄筋コンクリート造が鉄骨造となるような場合を含みます。

④天井高の変更

⇒ 天井高の変更は、第十四号の「高さの変更」に該当し、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

⑤庇の大きさの変更

⇒ 構造耐力上主要な部分に該当しない庇の位置の変更に伴う大きさの変更は、第十号の「位置の変更」に該当し、建ぺい率、斜線制限等の建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合は、「軽微な変更」の対象となります。

参照条文

- 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について」（平成 19 年 9 月 25 日付け国住指第 2327 号国土交通省建築指導課長通知）
- 「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 19 年 11 月 14 日付け国住指第 3110 号・国住街第 185-2 号国土交通省建築指導課長・市街地建築課長通知）
- 「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 20 年 5 月 27 日付け国住指第 858-1 号国土交通省建築指導課長通知）

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について」（平成 19 年 9 月 25 日付け国住指第 2327 号国土交通省建築指導課長通知）

第 5 中間検査・完了検査の取扱いについて （計画変更の取扱いについて）

中間検査の結果、計画変更の確認申請を要する変更が明らかとなった場合、施行規則第 4 条の 9（施行規則第 8 条の 2 第 1 3 項において準用する場合を含む。）又は施行規則第 4 条の 12 の 2 の規定に基づき、建築主等は「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付し、建築主は計画変更の確認申請を行い、必要に応じて計画変更の確認後に現場の是正を行った後、再度中間検査申請を行うものとする。

一方、完了検査申請がなされた後においては、計画変更の確認申請を行うことはできないことに留意されたい。
なお、中間検査又は完了検査の申請の取下げの手続については、建築基準法令において特に定められていないため、各特定行政庁等において適切に取り扱われたい。

「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 19 年 11 月 14 日付け国住指第 3110 号・国住街第 185-2 号国土交通省建築指導課長・市街地建築課長通知）

第 2 建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更について（規則第 3 条の 2 関係）

確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更を行う場合で、当該変更の内容が建築基準関係規定に関係のない変更である場合は、計画の変更に係る確認審査の対象外である。したがって、中間検査又は完了検査（以下「検査」という。）の申請時に求められる軽微な変更の概要の記載も要しない。

（略）

軽微な変更に該当するものとして建築確認手続を行わなかった計画の変更については、検査の申請書の第三面に軽微な変更の概要（略）を記載することとなるが、当該記載内容に基づき、建築基準関係規定に適合していることを適切に確認することとする。

また、検査の円滑な実施を図るため、建築主から、検査前の適当な時期において、軽微な変更の内容について建築主事等に対しあらかじめ説明しておきたい旨の希望がある場合が考えられるが、建築主事等においては当該求めに対し積極的に応ずることが望ましい。

「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 20 年 5 月 27 日付け国住指第 858-1 号国土交通省建築指導課長通知）

今般、同条各項各号に列記するものに、構造関係規定及び建築設備関係規定に係るものを追加したところであり、これらの運用については、それぞれ次に掲げる事項に留意し、軽微な変更の趣旨が建築主の建築確認手続に要する負担の軽減にあること等を踏まえ、弾力的に取り扱われたい。

1. 構造耐力上主要な部分における位置の変更について（施行規則第 3 条の 2 第 1 項第八号及び第 3 項第二号）

施行規則第 3 条の 2 第 1 項第八号及び第 3 項第二号（以下この項において「本号」という。）においては、構造耐力上主要な部分のうち、位置の変更によって当該変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外の建築物の架構に生ずる応力度に影響を及ぼさず、かつ、当該変更に係る部材及び当該部材に接する部材の範囲において安全性が確認できるものに限り変更を認めるものであり、例えば、基礎杭の位置の変更について、基礎杭及び当該基礎杭に接するフーチング又は基礎梁の範囲に

において安全性が確認できるもの、小梁の位置の変更について、小梁及び当該小梁に接する大梁の範囲において安全性が確認できるもの等が該当する。当該安全性が確認できるものとは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 82 条各号に規定する構造計算によって確かめられるものをいい、これらの構造計算以外の構造計算を行わなければ当該変更後の計画に係る安全性を確認できないものは本号には該当しない。

なお、本号に該当するかどうかについては、施行規則第 3 条の 2 第 1 項第九号に掲げる変更と併せて判断することも考えられ、例えば、小梁の位置の変更について、これに接する大梁の断面を大きくする変更を併せて行う場合、当該変更が同号に該当するものであって、これらの部材について令第 8 2 条各号に規定する構造計算によって安全性を確認することができる場合等も本号に該当する。ただし、当該変更によって保有水平耐力の再計算が必要になる場合等は本号に該当しない。

2. 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更について（施行規則第 3 条の 2 第 1 項第九号及び第 3 項第三号）

施行規則第 3 条の 2 第 1 項第九号及び第 3 項第三号（以下この項において「本号」という。）においては、構造耐力上主要な部分である柱、梁、壁等の部材の材料又は構造について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の構造の種別を変更するものではなく、かつ、当該部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、施行規則第 3 条の 2 第 1 項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造の変更に関する場合は、同表の下欄に掲げるものに限りその変更を認めるものである。例えば、鉄筋コンクリート造の柱について、コンクリート又は鉄筋をより高強度のものに変更し、柱として同程度の強度又は耐力を有するものとする場合等が該当する。なお、断面形状や寸法、鉄筋の本数や配置等の変更を、部材の強度又は耐力が減少しない範囲で行うことは可能であるが、材料又は構造の変更によって強度及び耐力以外の剛性、剛域その他の構造計算の結果に影響を及ぼす数値の変更が生ずる場合、有効細長比、鉄筋のかぶり厚さその他の構造関係規定への適否に影響を及ぼす変更が生ずる場合、鋼材の幅厚比に影響を及ぼすため令第 81 条に規定する構造計算の基準の適用の変更を伴う場合等は、本号には該当しない。

3. 非構造部材の材料、構造又は位置の変更について（施行規則第 3 条の 2 第 1 項第十号及び第 3 項第四号）

施行規則第 3 条の 2 第 1 項第十号及び第 3 項第四号（以下この項において「本号」という。）においては、構造耐力上主要な部分以外の部分について、その材料、構造又は位置の変更を認めるものであり、例えば、屋根ふき材の材料又は構造の変更について、屋根瓦の材料の変更及び下地との緊結方法の変更等が該当する。この場合、材料又は構造の変更にあつては、同項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造に該当するものは同表下欄に掲げるものへの変更に関し、間仕切壁の位置の変更にあつては、間仕切壁が主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除いたものの変更に限られる。

4. 建築設備の材料、位置又は能力の変更について（施行規則第 3 条の 2 第 1 項第十五号、第 2 項第二号及び第 3 項第五号）

施行規則第 3 条の 2 第 1 項第十五号、第 2 項第二号及び第 3 項第五号においては、建築設備の材料、位置又は能力の変更を認めるものであり、材料の変更にあつては、例えば、防火区画等を貫通する管の材料を同等以上の機能を有するものに変更すること、能力の変更にあつては、例えば、同等以上の能力を有する排煙機に変更すること等が該当する。この場合、材料の変更にあつては、機能が低下する材料の変更に関するもの、能力の変更にあつては、能力が減少する変更に関するもの以外のものに限られる。

5. 準用工作物の軽微な変更に係る留意事項について（施行規則第 3 条の 2 第 3 項）

法第 88 条の規定に基づき指定される工作物（以下「準用工作物」という。）に対しては法第 88 条において建築物に適用される一部の規定を準用しており、施行規則第 3 条の 2 第 3 項第二号から第四号に掲げる変更についても、建築物の部分に対する変更を工作物に準用するものとして規定したものである。工作物の変更に係る部分が建築物のどの部分に該当するかどうかについては、当該工作物の構造等に照らして適宜判断されたい。なお、同項で取り扱う軽微な変更とは、例えば、準用工作物に該当する煙突に取り付ける準用工作物に該当しない広告塔の材料又は構造の変更等であり、広告塔等そのものについては準用工作物に該当しない工作物と解するものとする。

6. 事前相談について

軽微な変更に係る事前相談については、平成 19 年 11 月 14 日付け国住指第 3110 号、国住街第 185-2 号「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」において既に通知しているところであるが、検査の円滑な実施を図るため、建築主から、検査前の適当な時期において、軽微な変更の内容について建築主事等に対しあらかじめ説明しておきたい旨の希望がある場合について、建築主事等においては当該求めに対して積極的に応ずることが望ましい。

7. その他

法第 68 条の 26 の規定に基づき構造方法の認定を受けた建築物について、当該構造方法の内容に関係する計画の変更があった場合においては、仮に当該変更が軽微な変更に関する場合であっても、変更後の構造方法について新たに認定を受ける必要がある。

なお、当該構造方法の内容に関係のない変更又は当該認定に当たってあらかじめ検討されている内容の範囲における変更が生じた場合においては新たに認定を受ける必要はない。